

一般社団法人香川県社会福祉士会

役員選出規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人香川県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第27条に基づき、役員選出に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(役員選出数)

第2条 この規則において定款第26条の役員定数を次のとおり定める。

(1) 理事 6名（正会員のみとする。）

なお、選出数はおおむね50名の会員数につき1名とする。

(2) 監事 1名（会員以外も可とする。）

(候補者選出方法)

第3条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

(1) 理事 立候補制とする。立候補者数が6名に満たないときは、その不足する人数を理事会の推薦により選出する。

(2) 監事 理事会の議決により候補者を選出する。

(理事の立候補)

第4条 理事に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

(1) 立候補者は、定款第7条に規定する正会員であること。

(2) 立候補の時期は、選挙管理委員会が定める期間とする。

(3) 立候補の受付は、郵送によることとし、締切日の消印を有効とする。

(4) 立候補者は、所定の立候補届（様式1）に立候補理由を明記し、提出しなければならない。

2 立候補者は、立候補にあたり正会員3名の推薦を必要とし、その推薦者は次の条件をすべて満たすことを要する。

(1) 推薦者は、所定の推薦書（様式2）に推薦理由を明記すること。

(2) 推薦者が推薦できる立候補者は、1名とする。

(3) 推薦者は、立候補できない。

(選挙管理委員会)

第5条 役員選出にかかる公正な事務を行うため、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会の委員定数は、5人とする。

3 選挙管理委員会は、理事選出のための公示を、立候補受付期間開始日の2週間前までに行う。

4 選挙管理委員会は、20日以上30日を超えない範囲で、立候補受付期間を定めなければならない。

- 5 選挙管理委員会は、理事立候補者の受付及び審査を行い、理事会による監事候補者の選出を受けて、立候補者名簿を作成し、総会に提出する。

(選挙管理委員)

第6条 選挙管理委員は、正会員の応募者の中から、理事会で選出された者を、会長が委嘱する。

- 2 前項の応募方法等の細目については、理事会において別に定める。
- 3 選挙管理委員は、理事に立候補し、または立候補者を推薦することができない。
- 4 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。
- 5 選挙管理委員の任期は、役員改選にあたる総会の当日までとする。
- 6 第1項により選出された委員の名簿は、会長が会員に公表する。

(役員候補者名簿の公告及び送付)

第7条 会長は、役員候補者の名簿を公告し、総会の議案とともに、正会員宛に送付する。

(役員選任方法)

第8条 総会において役員を選任する方法は、定款第16条第1項の普通議決によるものとする。

- 2 前項の投票方法等の細目については、理事会において別に定める。

(欠員)

第9条 役員に欠員が生じた場合の措置は、理事会において別に定める。

(委任)

第10条 この規則に定めるものの他、細目に関する事項は、理事会において別に定める。

附 則

1. この規則は、平成21年4月1日から施行する。